

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月12日

【四半期会計期間】 第28期第1四半期（自平成29年9月1日至平成29年11月30日）

【会社名】 株式会社ハピネス・アンド・ディ

【英訳名】 Happiness and D Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 泰夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座一丁目16番1号 東貨ビル4階

【電話番号】 03(3562)7521(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 追川 正義

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座一丁目16番1号 東貨ビル4階

【電話番号】 03(3562)7521(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 追川 正義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第1四半期累計期間	第28期 第1四半期累計期間	第27期
会計期間	自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日
売上高 (千円)	3,779,389	4,168,834	19,144,626
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	80,202	62,847	497,896
当期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	62,552	58,690	212,437
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	325,397	325,397	325,397
発行済株式総数 (株)	2,532,400	2,532,400	2,532,400
純資産額 (千円)	1,856,741	2,017,252	2,107,818
総資産額 (千円)	10,027,131	10,358,657	9,664,634
1株当たり当期純利益金額 又は四半期純損失金額 ( ) (円)	24.70	23.54	84.42
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	81.38
1株当たり配当額 (円)	-	-	15
自己資本比率 (%)	18.0	18.8	21.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境が改善傾向にあり、株式市場も活況が続くなかで、緩やかな回復基調で推移いたしました。個人消費は、高額品を中心とした持ち直しの動きがみられるものの、力強い回復には至らず、先行き不透明な状況が続いております。また、景気回復基調が続く中、人材採用難の長期化が大きな経営課題となっております。

このような状況下、当社は、厳選した新規出店と既存店対策、オリジナルブランド Happy Candle（ハッピーキャンドル）・H&D（エイチ アンド ディ）の確立、EC（ネット通販）事業の拡大及び従業員の働き方改革や社会貢献活動等を通じた企業イメージの向上を当事業年度の重点課題として取り組んでおります。

店舗展開につきましては、年末年始商戦に向けた積極投資を実施し、松本店、岡山店、つがる柏店、甲府昭和店の4店舗を新規出店するとともに、既存店舗の活性化として、幕張新都心店の増床、宮崎店の移転等を含む6店舗の改装を実施いたしました。

営業施策につきましては、お客様に手に取って選んでいただけるオープン陳列の売り場展開、値ごろ感のある価格帯の商品拡充を継続し、4店舗の新規出店にあわせた協賛セールや時計フェア等の販促企画を実施いたしました。

オリジナルブランドにつきましては、秋冬の新作リリースにあわせたファッション誌への掲載やビジュアル面を強化した売り場展開・販促企画を強化し、計画を上回る販売実績となりました。

ECにつきましては、前年度に引き続き大手通販サイト内の店舗強化や自社サイトの改善、買い上げ率の向上とオリジナル商品の強化に取り組み、計画を上回る実績で推移いたしました。

働き方改革の施策につきましては、すべての準社員・正社員を対象としたストックオプションを発行するとともに、店舗スタッフの年間休日数の拡大を図るなど、従業員のモチベーションアップにつながる人事施策を実施いたしました。

商品部門別の売上の状況は以下のとおりです。

- ・宝飾品は、催事等による販売強化に加え、人気商品の展開を強化したことにより、売上高 695,724千円（前年同期比 3.9%増）となりました。
- ・時計は、高額海外ブランドの販売が好調に推移し、売上高 1,341,659千円（同 18.5%増）となりました。
- ・バッグ・小物は、一部の海外主力ブランドの財布・小物が好調だったことにより、売上高 2,131,450千円（同 7.7%増）となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の業績は、売上高は 4,168,834千円となり、前年同期売上3,779,389千円に対して 10.3%増となりました。営業損益は、新規出店のオープン費用や大型改装費用の発生が集中し、営業損失 56,963千円となりましたが、前年同期営業損失72,179千円に対して15,216千円改善いたしました。同様に、経常損益は、経常損失62,847千円となりましたが、前年同期経常損失80,202千円に対して17,355千円改善いたしました。四半期純損益は、四半期純損失58,690千円となりましたが、前年同期四半期純損失62,552千円に対して3,862千円改善いたしました。

なお、当社の業績は、クリスマス時期を中心とした年末年始商戦のウエイトが高くなっているため、四半期決算としては第2四半期の占める比重が高くなっております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は、8,536,481千円となり、前事業年度末と比較して526,247千円増加しております。これは主として、現金及び預金が1,029,475千円減少したものの、年末年始商戦に向けた商品確保により商品が1,392,184千円増加したことが要因であります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は、1,822,176千円となり、前事業年度末と比較して167,775千円増加しております。これは主として、建物が140,832千円、敷金及び保証金が21,814千円増加したことが要因であります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は、4,628,800千円となり、前事業年度末と比較して693,434千円増加しております。これは主として、未払法人税等が152,372千円減少したものの、支払手形及び買掛金が746,597千円増加したことが要因であります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は、3,712,605千円となり、前事業年度末と比較して91,155千円増加しております。これは主として、長期借入金が29,688千円、その他が47,551千円増加したことが要因であります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、2,017,252千円となり、前事業年度末と比較して90,566千円減少しております。これは主として、利益剰余金が96,076千円減少したことが要因であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,400,000
計	6,400,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年1月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,532,400	2,532,400	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であり ます。完全議決権株式であ り、権利内容に何ら限定の ない当社における標準とな る株式であります。
計	2,532,400	2,532,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成30年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成29年9月12日取締役会決議 Aタイプ

決議年月日	平成29年9月12日
新株予約権の数(個)	1,770(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成32年10月2日～平成33年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,057.00 資本組入額 528.50 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし1円未満の端数は切り上げる。)とする。なお、資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

3. (1) 新株予約権者は、当社の役員または従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合（死亡した場合を含む。ただし、当社の取締役会が正当な事由があると認めた場合を除く。）、当該喪失した時点以降、その保有する新株予約権を行使することができない。
- (2) 新株予約権者が、権利行使時点で当社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定またはこれに準ずる事由がないこととする。
- (3) 新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の全てを一括して行使しなければならず、その一部のみを行使することはできない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編後の行使価額に上記にしたがって決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記（注）3の規定により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得できるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。なお、資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

平成29年9月12日取締役会決議 Bタイプ

決議年月日	平成29年9月12日
新株予約権の数(個)	1,425(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,250(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	平成34年10月2日～平成35年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,029.00 資本組入額 514.50 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 「平成29年9月12日取締役会決議 Aタイプ(注)1」に同じ。  
 2. 「平成29年9月12日取締役会決議 Aタイプ(注)2」に同じ。  
 3. 「平成29年9月12日取締役会決議 Aタイプ(注)3」に同じ。  
 4. 「平成29年9月12日取締役会決議 Aタイプ(注)4」に同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年9月1日～ 平成29年11月30日	-	2,532,400	-	325,397	-	302,397

(6) 【大株主の状況】  
 当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 40,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,492,000	24,920	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 400	-	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	2,532,400	-	-
総株主の議決権	-	24,920	-

【自己株式等】

平成29年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ハピネス・アンド・ディ	東京都中央区銀座 一丁目16番1号	40,000	-	40,000	1.57
計	-	40,000	-	40,000	1.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年8月31日)	当第1四半期会計期間 (平成29年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,904,386	1,874,910
売掛金	924,684	968,137
商品	3,929,246	5,321,430
貯蔵品	116,753	118,378
その他	135,164	253,624
流動資産合計	8,010,233	8,536,481
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	660,413	801,246
構築物（純額）	19	18
工具、器具及び備品（純額）	260,138	265,063
リース資産（純額）	6,812	5,462
有形固定資産合計	927,384	1,071,789
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	19,138	19,507
無形固定資産合計	19,138	19,507
<b>投資その他の資産</b>		
敷金及び保証金	560,854	582,668
その他	147,258	148,295
貸倒引当金	236	86
投資その他の資産合計	707,877	730,878
固定資産合計	1,654,400	1,822,176
資産合計	9,664,634	10,358,657

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年8月31日)	当第1四半期会計期間 (平成29年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	973,653	1,720,251
電子記録債務	330,705	419,590
1年内返済予定の長期借入金	1,751,602	1,739,299
未払法人税等	163,762	11,389
賞与引当金	100,200	133,922
ポイント引当金	11,872	11,331
資産除去債務	4,326	-
その他	599,244	593,015
流動負債合計	3,935,365	4,628,800
固定負債		
長期借入金	2,954,358	2,984,046
資産除去債務	183,688	197,604
その他	483,403	530,954
固定負債合計	3,621,449	3,712,605
負債合計	7,556,815	8,341,405
純資産の部		
株主資本		
資本金	325,397	325,397
資本剰余金	312,747	312,747
利益剰余金	1,448,383	1,352,306
自己株式	35,791	35,791
株主資本合計	2,050,736	1,954,660
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	302	1,043
評価・換算差額等合計	302	1,043
新株予約権	57,384	61,548
純資産合計	2,107,818	2,017,252
負債純資産合計	9,664,634	10,358,657

## (2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成28年9月1日 至平成28年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成29年9月1日 至平成29年11月30日)
売上高	3,779,389	4,168,834
売上原価	2,898,235	3,198,079
売上総利益	881,153	970,755
販売費及び一般管理費	953,333	1,027,718
営業損失( )	72,179	56,963
営業外収益		
受取利息	61	77
受取配当金	299	392
業務受託料	320	238
受取保険金	-	689
その他	327	274
営業外収益合計	1,010	1,671
営業外費用		
支払利息	8,639	6,940
その他	394	615
営業外費用合計	9,033	7,555
経常損失( )	80,202	62,847
特別損失		
固定資産廃棄損	319	6,600
投資有価証券償還損	853	-
特別損失合計	1,173	6,600
税引前四半期純損失( )	81,376	69,447
法人税、住民税及び事業税	5,234	4,965
法人税等調整額	24,058	15,721
法人税等合計	18,824	10,756
四半期純損失( )	62,552	58,690

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

売上高の季節的変動

当社の業績は、クリスマス時期を中心とした年末年始商戦のウエイトが高くなっているため、四半期決算としては第2四半期の占める比重が高くなっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費も含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成28年9月1日 至平成28年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成29年9月1日 至平成29年11月30日)
減価償却費	48,511千円	49,249千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成28年9月1日至平成28年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月29日 定時株主総会	普通株式	37,986	15	平成28年8月31日	平成28年11月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成29年9月1日至平成29年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月29日 定時株主総会	普通株式	37,386	15	平成29年8月31日	平成29年11月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はインポートブランドを中心とした宝飾品、時計及びバッグ・小物等の小売業という単一セグメントであるため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成28年9月1日 至平成28年11月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成29年9月1日 至平成29年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額	24円70銭	23円54銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	62,552	58,690
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	62,552	58,690
普通株式の期中平均株式数(株)	2,532,400	2,492,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月12日

株式会社ハピネス・アンド・ディ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 善方正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハピネス・アンド・ディの平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第28期事業年度の第1四半期会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハピネス・アンド・ディの平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。